

2008年8月

著作権等保護期間延長実現を
—EUの隣接権95年の提議に際して—

社団法人音楽出版社協会

著作権等保護期間について、MPAはかねてより延長を求めてきました。著作権については著作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべきと考えています。

著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合(EU)などと対等な立場に立つための最低限のルールです。

南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。

わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。

すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後50年にするか70年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われま

す。国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。

また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。

著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。

保護期間延長がもたらす利益

こうした中、欧州委員会(EC)が、EUにおける実演家及びレコード製作者の権利(著作隣接権)を50年間から95年間へ延長するよう欧州議会(EP)へ提議しました。

この提議に当たって、従来の保護期間では実演家が存命中に保護期間が終了してしまい、実演を収録したレコードなどが販売されても収入が得られなくなるという不合理の解消、あるいはセッション・ミュージシャンの救済とともに、レコード産業がレコード市場の衰退(5年間で30%の減少)から音楽配信への転換を

はかる中で、新しいタレントへの投資を行うためには保護期間の延長がもたらす利益が重要であることを、ECは指摘しています。

また、今回の提議は、著作権についても、共同著作について幅広い解釈を取り入れ、作詞者、作曲者の区別なく最も長命を保った著作者に合わせて保護期間を設定することを提案しています。

ECが、文化を産業として捉える見地から著作権保護期間を考えていることは明らかです。その結果、著作者の経済的社会的地位を押し上げ、より豊かな創作環境を実現することにつながることは間違いありません。

ビートルズのレコード・デビュー（1962年）から間もなく50年を迎えようとしている時期に行われた今回の提議は、文化芸術を国の基幹産業と捉える必要に迫られているわが国にとっても極めて重い意味を持っていると思われま

す。文化芸術を利用して利益を上げようとする方向にのみ進んでいるように見えるわが国のあり方を改め、文化芸術そのものの隆盛によって経済的豊穡も同時にもたらす社会を目指すことが、いま求められています。